

西脇市生成AIサービス提供業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月11日

西脇市 総務部情報推進課

## 1 趣旨

本要領は、西脇市生成AIサービス提供業務（以下「本業務」という。）事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務内容

別紙「生成AIサービス提供仕様書」のとおり

### (2) 履行場所

西脇市役所 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

### (3) サービス利用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

令和8年度以降も受注者とサービス利用に係る契約締結を予定しているが、各年度の予算において市議会での議決を経ることが契約締結の条件となる。

### (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1,584千円

※ 初期構築費用、運用費用及び利活用支援等全てを含めた令和7年9月分から令和8年3月分までの総費用とする。

## 3 選定委員会の設置

生成AIサービス提供業務受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザルにより、審査及び評価を行い、受注候補者を決定する。

## 4 参加事業者の資格要件等

### (1) 参加事業者資格要件

本業務のプロポーザルに参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 西脇市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、登録されていない者については、5の(1)の追加登録期間に登録を行った者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 西脇市指名停止基準において、指名停止に該当しないこと。なお、本業務の公募型プロポーザルの公告日から参加申請等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

カ 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）に規定する暴力団等でないこと。

(2) 参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、参加表明書等の提出を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

5 競争入札参加資格者の追加登録

(1) 受付期間

令和7年6月11日から令和7年6月30日まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

西脇市役所3階 都市経営部契約課

(4) 提出方法

持参又は郵送

6月30日必着のこと

(5) 有効期間

令和7年6月11日から令和8年3月31日まで

本件プロポーザルのみ有効

(6) 提出書類

西脇市ホームページを参照のこと。

URL <https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>

令和7年6月11日公告 生成AIサービス提供業務

(7) その他

追加登録は、本要領の参加資格の条件を全て満たす者で、本件プロポーザルに参加申込みを行うもの限り、受付を行う。

6 公募型プロポーザル実施スケジュール

事項	日時
公募開始	令和7年6月11日(水)
質疑書の提出期限	令和7年6月18日(水) 午後5時15分まで(必着)
質疑書の回答	令和7年6月23日(月)
参加表明書の提出期限	令和7年6月30日(月) 午後5時15分まで(必着)
提案書等関係書類の提出期限	令和7年7月7日(月) 午後5時15分まで(必着)

プレゼンテーション及びヒアリング 審査	令和7年7月第4週を予定
受注候補者(優先交渉権決定者)の通知	令和7年7月29日(火)
契約締結	令和7年8月上旬予定

## 7 質疑書の受付及び回答

- (1) 仕様書等についての説明会は実施しない。
- (2) 質疑書の様式は任意とする。該当箇所及び質疑内容が分かるように記載すること。
- (3) 提出期限内に電子メールにより情報推進課へ提出すること。

情報推進課メールアドレス

[j-suisin@city.nishiwaki.lg.jp](mailto:j-suisin@city.nishiwaki.lg.jp)

- (4) 質疑に対する回答は、西脇市ホームページに掲載する。  
なお、質疑への回答書は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

URL <https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>

令和7年6月11日公告 生成AIサービス提供業務

## 8 提案書等関係書類の提出

### (1) 提出書類

事項	日時
【様式第1号】参加表明書(兼参加資格審査申請書)	原本1部 代表者印を押印すること。
【様式第2号】参加辞退届	原本1部 代表者印を押印すること。 参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、提出すること。
会社概要(任意様式)	原本1部 代表者印を押印すること。 会社の沿革及び組織が確認できる会社案内等
ISO27001(ISMS)又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度( ISMAP)等の証明書	各種1部 写し可。 あれば用意すること。

【様式第3号】導入実績一覧表	<p>原本1部</p> <p>代表者印を押印すること。</p> <p>導入した実績が確認できる書類等(例：契約書写し、採択通知書等)を添付すること。</p>
納税証明書	<p>1部</p> <p>提出日から3か月以内に発行されたもの、写し可。</p> <p>国税：納税証明書その3の3</p> <p>市税：納税証明書(固定資産税、法人市民税、その他市税全て)</p> <p>※西脇市内に本店を有するか、市内の支店等を有する場合。</p>
提案書(任意様式)	<p>正本1部、副本6部、電子媒体1部</p> <p>正本のみ、表紙に社名及び代表者印を押印すること。</p>
【様式第4号】サービス・機能要件一覧	<p>1部</p> <p>「対応可否」欄に全て記入して提出すること。</p>
見積書(任意様式)	<p>正本1部、電子媒体1部</p> <p>代表者印を押印すること。</p> <p>見積には、本年度の費用に加えて、次年度の費用の参考とするため、令和8年4月から令和9年3月までサービスを利用する場合に必要な費用も記載すること。</p>

電子媒体は計1部、CD-R/RWまたはDVD-R/RWとする。

電子ファイルは、Microsoft Office又はAdobe Acrobatにて参照可能な形式とし、圧縮やパスワード設定は行わないこと。

- (2) 提出先  
〒675-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1  
西脇市総務部情報推進課
- (3) 提出方法  
提出期限までに、持参又は郵送すること。

封筒の表に朱書きで「プロポーザル関連資料」と記載すること。

## 9 提案書構成

提案書構成については、「提案書作成要領」のとおりとする。

## 10 プレゼンテーション・審査

### (1) 資格審査

提出書類から、資格要件を満たしているか書類審査を行う。

### (2) プレゼンテーション

形式：オンライン

時間：1事業者当たり説明30分、質疑20分

ア 提案書や実際のシステム画面を使用して説明を行うこと。

イ プレゼンテーションは Cisco Webexを使用したオンライン形式で行い、内容については録画を行う。

オンライン開催に関する詳細は、別途参加事業者に案内する。

### (3) 審査

提案書、見積書、プレゼンテーションから、選定委員会が審査を行い、「(4) 評価基準」により、受注候補者及び次点者を決定する。

総合評価が同じ場合は選定委員会の多数決により決定し、同数の場合は、委員長が決定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

審査結果については、西脇市ホームページに掲載する。

### (4) 評価基準

独創性、技術力、業務遂行能力等を適正に評価する。

評価項目及び配点については「別紙1 評価基準」のとおりとする。

## 11 契約締結に向けた協議

(1) 本プロポーザルの結果、受注候補者の決定を受けたときは、本市と仕様等の契約内容を協議し、契約書に添付する仕様書等の案を作成すること。

(2) 本市は受注予定者と契約締結に向けた協議を行い、提案内容から必要な範囲内において、業務の仕様と契約金額を決定する。

(3) 契約金額は原則として見積書の金額を超えないこととする。ただし、協議において追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 受注候補者が辞退した場合、次点者と協議を行う。

12 その他

- (1) 提案に要する経費については、参加事業者負担とする。
- (2) 提出した書類等については、審査結果にかかわらず返却しない。

13 問合せ先

西脇市 総務部情報推進課 松本

電話：0795-22-3111

メール：j-suisin@city.nishiwaki.lg.jp